

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて】

(平成 27 年 12 月 21 日財閥第 1361 号】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて
財閥第 1361 号 平成 27 年 12 月 21 日 改正 財閥第 1596 号 平成 30 年 11 月 30 日 <u>改正 財閥第 417 号</u> <u>令和 2 年 3 月 31 日</u>	財閥第 1361 号 平成 27 年 12 月 21 日 改正 財閥第 1596 号 平成 30 年 11 月 30 日
<p>標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局長から依頼があったことから、平成 28 年 1 月 1 日から、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて」(平成 26 年 11 月 19 日財閥第 1185 号) は廃止する。</p>	<p>標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局長から依頼があったことから、平成 28 年 1 月 1 日から、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて」(平成 26 年 11 月 19 日財閥第 1185 号) は廃止する。</p>
別 添	別 添
薬生発 1130 第 2 号 平成 27 年 11 月 30 日 改正 薬生発 1126 第 5 号 平成 30 年 11 月 26 日 <u>改正 薬生発 0318 第 3 号</u> <u>令和 2 年 3 月 18 日</u>	薬生発 1130 第 2 号 平成 27 年 11 月 30 日 改正 薬生発 1126 第 5 号 平成 30 年 11 月 26 日
財務省關稅局長 殿 厚生労働省医薬・生活衛生局長 医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について	財務省關稅局長 殿 厚生労働省医薬・生活衛生局長 医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて】

(平成 27 年 12 月 21 日財閥第 1361 号】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)並びに毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の輸入監視につきましては、従来より「医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について」(平成 26 年 11 月 17 日付け薬食発 1117 第 16 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧通知」という。)により御協力をお願いしているところですが、今般、輸入手続きに関して一部変更を行うため、別添のとおり「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際ににおける取扱要領」を定め、平成 28 年 1 月 1 日から実施することとしましたので、輸入医薬品等又は毒劇物の通関の際ににおける取扱いにつきましては、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>なお、本通知の実施に伴い、旧通知は廃止いたします。</p>	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)並びに毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の輸入監視につきましては、従来より「医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について」(平成 26 年 11 月 17 日付け薬食発 1117 第 16 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧通知」という。)により御協力をお願いしているところですが、今般、輸入手手続きに関して一部変更を行うため、別添のとおり「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際ににおける取扱要領」を定め、平成 28 年 1 月 1 日から実施することとしましたので、輸入医薬品等又は毒劇物の通関の際ににおける取扱いにつきましては、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>なお、本通知の実施に伴い、旧通知は廃止いたします。</p>
別添	別添
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際ににおける取扱要領 (平成 30 年 11 月 26 日一部改正) <u>(令和 2 年 3 月 18 日一部改正)</u></p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際ににおける取扱要領 (平成 30 年 11 月 26 日一部改正)</p>
第 1 ・ 第 2 (省略)	第 1 ・ 第 2 (同左)
第 3 その他	第 3 その他
<p>第 2 の税關における確認において疑義が生じた場合には、その都度次の地方厚生局薬事監視専門官に照会されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 函館税關、東京税關又は横浜税關の管轄区域内で輸入されるもの 関東信越厚生局薬事監視専門官 2 名古屋税關、大阪税關、神戸税關、門司税關、長崎税關又は沖縄地区税關の管轄区域内で輸入されるもの 近畿厚生局薬事監視専門官 	<p>第 2 の税關における確認において疑義が生じた場合には、その都度次の地方厚生局薬事監視専門官に照会されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 函館税關、東京税關又は横浜税關で通關されるもの 関東信越厚生局薬事監視専門官 2 名古屋税關、大阪税關、神戸税關、門司税關又は長崎税關で通關されるもの 近畿厚生局薬事監視専門官

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて】

(平成 27 年 12 月 21 日財関第 1361 号】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p> <p>なお、これから輸入しようとするものの薬事該当性等に係る事前相談を受けた場合には、輸入を考えている企業等が所在する都道府県等の薬務主管課を紹介されたい。</p>	<p><u>3 沖縄地区税關で通關されるもの</u> 九州厚生局沖縄麻薬取締支所薬事監視専門官</p> <p>なお、これから輸入しようとするものの薬事該当性等に係る事前相談を受けた場合には、輸入を考えている企業等が所在する都道府県等の薬務主管課を紹介されたい。</p>